

育児休業取得率等の目標値の設定と効果的な促進策の展開

〈数値目標の設定〉

～目標値を設定することの意義～

子どもを安心して産み育てられるような職場づくりに向けて、育児休業取得率等について、政府・労使を含めた社会全体で集中的に運動を展開するための目標値を設定し、その達成を目指して努力していく。

○ 育児休業取得率

配偶者が出産した男性労働者の育児休業取得率 10% (約10万人)
(平成11年度、0.55%)

出産した女性労働者の育児休業取得率 80% (約14万人)
(平成11年度、57.9%)

・ 目標の考え方

男性の取得率…子育て層の男性のうち、「機会があれば育児休業を取得する」と考えている者の割合7.4%を越える10%を目標とする。

女性の取得率…「職場の雰囲気」を理由に育児休業の取得を断念した者の割合(43%)をゼロとした場合の数字(76%)を超える80%を目標とする。

○ 子どもの看護休暇制度の普及率 25% (平成11年度、11.2%)

○ 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率 25% (平成11年度、9.2%)

(※勤務時間短縮等の措置…短時間勤務制度、フレックスタイム制など子育てのための時間を確保しやすい柔軟な働き方ができる制度)

・ 目標の考え方

育児休業の義務化直前の普及率が21.9%であったことを参考に、それぞれ25%を目標とする。